

## 令和6年度特定保健指導業務委託企画提案募集要領

### 1 業務の目的

特定保健指導については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。）に基づき実施する被保険者の生活習慣病の予防につながる重要な取組であるが、地方職員共済組合埼玉県支部（以下「共済組合」という。）においては、国が定めた目標値である実施率45%以上に例年安定的には達していない状況である。

また、令和6年度から開始された第4期特定健康診査等実施計画では目標値は実施率60%以上に引き上げられ、今後より一層実施率の向上が求められる。

そこで、専門の事業者による効果的な個別勧奨や特定保健指導等を企画提案の上、実施することで、共済組合の特定保健指導の実施率及び改善率の向上を図る。

なお、委託先業者は公募型プロポーザル方式により募集の上、決定する。

### 2 業務の概要

- (1) 委託業務名 特定保健指導業務
- (2) 実施主体 地方職員共済組合埼玉県支部
- (3) 業務内容 別添、特定保健指導業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 予定対象者数 600人（動機付け支援320人、積極的支援280人）  
（令和6年度健康診断に基づく特定保健指導対象者実施予定数であり、令和6年度末までに保健指導が完了しなかった場合に令和7年度に継続して実施する分を含む。ただし、委託数を保証するものではない。）
- (5) 契約期間 令和6年9月10日から令和7年3月31日まで  
ただし、共済組合（委託者）及び業務受託者の双方に特段の異議がない場合は、両者協議の上、1年ごとに契約期間を更新できるものとし業務委託期間は最長で令和10年3月31日まで更新可能とする。
- (6) 委託上限額 12,141千円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

### 3 スケジュール(予定)

- (1) 公告日 令和6年7月26日（金）
- (2) 質問事項の受付日 令和6年8月 2日（金）12:00まで
- (3) 質問事項回答掲載日 令和6年8月 8日（木）17:00まで
- (4) 企画提案書受付期限 令和6年8月16日（金）17:00まで（必着）
- (5) 1次審査の結果通知 令和6年8月28日（水）※応募多数の場合は実施
- (6) 2次審査日 令和6年9月 2日（月）
- (7) 2次審査結果通知 令和6年9月 6日（金）
- (8) 委託契約締結日 令和6年9月10日頃

## 4 参加資格

(1) 次のアからキまでの全てに該当する法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の競争入札又は随意契約に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 本件公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 本件公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

カ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）に規定する基準を満たしている者であること。

キ （一財）日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は（一財）日本品質保証機構によるISO認証（ISO/IEC 27001）を取得している者であること。

## 5 募集要領に対する質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。

なお、件名は「(企業名・提出日) 業務委託に関する質問」とすること。

送付後、到達したことを12の担当窓口にて電話により確認すること。

(1) 提出書類

委託業務公募に関する質問書（様式1号）

(2) 受付期間

公告日から令和6年8月2日（金）12:00まで

(3) 送付先

「12 担当窓口」に同じ。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年8月8日（木）17:00までに職員健康支援課のホー

ムページ内「令和6年度特定保健指導業務委託に係る公募型プロポーザル（企画提案競技）の実施について」のページにおいて、質問した法人名等を伏せて掲載する。  
URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0202/kyosai/r6tokuteihokensidou.html>

(5) 留意事項

来所や電話による口頭での質問は受け付けない。

## 6 企画提案書等の提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

次のア～オについて、メールにて提出すること（(3)のとおり）。ただし、メールでの提出が困難な書類がある場合においては、郵送（送達が可能である書留等）でも可とする。

電子ファイルの形式はワード、エクセル、パワーポイント又はPDFのいずれかとする。この他の形式を希望する場合は、事前に「12 担当窓口」に連絡し了承を得ること。

ア 企画提案書（様式2号）

イ 企画提案内容

企画提案については、仕様書に基づき次の事項を記載すること。

記載に当たっては、7(2)に留意すること。

様式は任意とするがA4判に印刷可能なサイズ（縦横混在可）で作成すること。

(ア) 仕様書の各項目に沿った具体的な業務実施内容、方法

(イ) 保健指導の内容

(ウ) 実施体制

(エ) 個人情報の保護・管理

(オ) 事業実績

(カ) 再委託の有無

（有の場合は、委託業務内容、委託先業者の管理監督体制）

(キ) その他、必要と思われる事項

ウ 委託料の参考見積書（様式任意・押印不要）

(ア) 「2(6) 委託予定額」に掲げる上限額の範囲内で作成すること。

(イ) 経費の内訳書を添付すること。

(ウ) 宛名は「地方職員共済組合埼玉県支部長」とすること。

エ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料（パンフレットなど）

オ 法人の登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

(2) 提出期限

令和6年8月16日（金）17:00 まで

※郵送の場合は、8月16日（金）必着とする。

### （3）電子ファイルの提出方法・提出期限

参加希望者は、次のとおり電子メールで上記（1）ア～オの電子ファイルを添付のうえ参加申込メールを送信する。

提出期限：令和6年8月16日（金）17:00 まで

送信先：地方職員共済組合埼玉県支部 健康管理担当

E-mail：a2450-02@pref.saitama.lg.jp

メール記載内容：タイトルは「（企業名）企画提案書提出希望」とする。

本文に、「企業名」、「担当者名」、「担当者連絡先メールアドレス」及び「電話番号」を記載の上、送信する。

## 7 審査方法等

### （1）審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、共済組合が別に設置する審査委員会において、企画提案書等を提出した者によるプレゼンテーションを行い、プレゼンテーション実施後、審査委員会が提案内容等を総合的に審査評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には書類審査による1次審査を行い、1次審査を通過した者（上位3社程度）がプレゼンテーションを行うものとする。

プレゼンテーションの制限時間は1社40分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）とする。機材については、スクリーン及びプロジェクター、モニター等は共済組合が用意することとし、その他必要な機材（パソコン等）は応募者が用意するものとする。

プレゼンテーションの実施日程及び実施方法については、別途、企画提案書の応募者に対して電子メールで通知する。

### （2）審査基準

別記「審査基準」のとおり。

なお、提出期限までに提出された企画提案書の資料等のみをプレゼンテーション審査の評価の対象とし、提出書類に記載されていない内容は審査評価の対象としないので留意すること。

## 8 委託先候補者の決定

審査委員会による審査評価結果を踏まえ、共済組合が委託先候補者を決定する。審査結果は応募者に対し電子メール添付文書により通知する。

## 9 契約方法

本要領に基づいて提出された企画提案書等を元に、委託先候補者と共済組合の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

また、委託先候補者は、令和6年度の特定健康診査受診者に対して令和7年度中に実施する特定保健指導も受託するものとする。ただし、令和7年度予算が措置できなかった時又はやむを得ない緊急な事態が発生した場合を除く。

なお、委託先候補者は、業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や契約締結ができないことが判明した場合、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を12に記載する連絡先まで提出すること。

## 10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4参加資格」に該当しないことが確認された場合
- (2) 企画提案者が提出書類等に虚偽の記載をした場合

## 11 留意事項

- (1) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

- (2) 応募書類等の取扱い

提案書類及び電子ファイルは返却しない。

共済組合は応募者に無断で本応募以外の目的において、提出書類を使用したり漏らしたりはできない。

落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

- (3) 提案書類に係る著作権等の取扱い

提案書類の著作権は各応募者に帰属するものとする。

なお、契約締結時に、受託者が提出した書類の著作権は共済組合に帰属するものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は受託者が負うものとする。

- (4) 応募辞退について

企画提案の提出後に応募を辞退する場合は、12の窓口に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載のうえ提出すること。

- (5) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

## 12 担当窓口

地方職員共済組合埼玉県支部（埼玉県総務部職員健康支援課 健康管理担当）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1号

埼玉県庁職員会館3階

E-mail : a2450-02@pref.saitama.lg.jp

TEL : 048-830-2464

FAX : 048-830-4731